静岡労研ニュース NO.78 2017年9月 静岡県労働研究所

◎ 第9回定期総会記念事業

8月5日(土)

於:静岡県産業経済会館

最賃 1500 円運動の根拠と射程 報告:後藤 道夫 氏(都留文科大学名誉教授)

●<労働者本人が普通に暮らせる最低賃金>要求

最賃要求のスローガンが 1000 円から 1500 円に 移行を開始しました。労働者本人が普通に暮らせる 最低賃金の要求は、日本では初めてのことです。現 役勤労者の賃金水準は、社会保障ミニマム水準より も、水準が高くて当たり前です。しかし、これまで の最低賃金は、家計補助労働の賃金として機能して おり、単身者一人分の生計費であることは否定され てきました。

1997 年以降、賃金は大幅下落を続け、最賃にはりついた低賃金層が急増しました。非正規は例外的な働き方ではなくなり、「最賃+α」で生きている人々が増加することにより、最賃の大幅引き上げの強い要求となっています。

●<賃金と貯蓄で暮らす>生活様式の破綻

日本の社会はこれまで、賃金と貯蓄で生活することを強いられてきました。しかし現在、無貯蓄世帯にいる人数は、1800万人となっています。そして、結婚や教育などのライフイベントなどの将来のために備えられない若者が6割にもなっています。

失業やリタイアなどの保険事故についても、日本の社会保険は最低生活を保障しておらず、不足すれば貯蓄、家族の支援、部分就労で補うことが前提となっています。今、生活保障の原則を変更する必要があります。

●<福祉国家型生活保障>とはどういうものか

まずは勤労者が普通に暮らせる賃金を獲得する ことが必要です。子ども、高齢者、失業者などの非 勤労者は、社会保障で生活を支えなければなりませ ん。非勤労者が最低生活を保障されるためには、勤 労者の所得が、それよりも多くなければなりません。 つぎに医療、介護、保育、教育などの基礎的社会 サービスは、勤労者・非勤労者ともに社会保障で、 原則無償の現物給付であることが必要です。

また居住の権利の保障のために、公的住宅の充分な供給や住宅費補助制度が必要です。

これらの福祉国家型社会保障を実現するためには、法人課税強化や所得税累進率強化、資産税の見直しと富裕税、グローバル脱税規制などで、財政を見なおす必要があります。

AEQUITAS の取り組み

栗原 耕平 氏(エキタス)

エキタスは結成において "私たちは新自由主義政治に対抗し、憲法 25 条の精神、「社会的正義」を実現するために、最低賃金の時給を 1500 円以上にすることを求めます" とうたっています。結成の目的は、貧困を改善するために、最低賃金 1500 円を実現することと、反新自由主義・親福祉国家運動を形成することです。

そのための運動として、以下の4つの勢力を結合していく必要があります。それは a.311 以降の路上の運動、b.運動や政治に包摂されていないが困難の近くにいる人たち、c.反貧困運動団体(ユニオン運動など)、d.労働組合運動です。

SNSで労働・生活問題などの主張を流していき、時々の政治的・社会的事件にあわせて突発的な動きを仕掛けています。「最低賃金1500円」はキャッチーな主張で、魅力ある要求です。

今後の取り組みとして、公契約条例、生活賃 金条例の取り組みや、働き方改革への対抗運動 があります。

*連絡先:静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 セキスイハイムビルディング 7F (静岡県評内) メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ http://www.geocities.jp/shizuokarouken/